二　第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（公示送達等の方法に関する経過措置）

第二条　次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一　第四条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の八第二項及び第三項（これらの規定を特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十条において準用する場合を含む。）

二　第二十条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の九の二第七項及び第八項

三　第二十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第十五条第三項

四　第二十九条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項

五　第三十一条の規定による改正後の道路交通法第五十一条の四第七項

六　第三十二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五条の五の八第二項並びに第七十五条の五の十六第二項及び第三項

七　第三十六条の規定による改正後の特定商取引に関する法律第六十六条の五第二項及び第三項

八　第三十九条の規定による改正後の預託等取引に関する法律第二十四条第二項及び第三項

九　第四十三条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十九条の二第三項及び第四項

十　第四十四条の規定による改正後の行政手続法第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同法又は他の法律において準用する場合を含む。）

十一　第四十九条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律第五条第十三項及び第十四項

十二　第五十六条の規定による改正後の不動産登記法第百三十三条第二項

十三　第六十条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第五十二条の四第二項及び第三項

十四　第六十二条の規定による改正後の行政不服審査法第五十一条第三項（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）

十五　第六十三条の規定による改正後の特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二十一条第二項及び第三項

（警備業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に警備業法第四条の認定を受けている者に係る当該認定の有効期間は、第三十五条の規定による改正後の警備業法（次項において「新警備業法」という。）第五条第四項の規定にかかわらず、当該者がこの法律の施行の際現に交付されている認定証の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

２　この法律の施行前にされた第三十五条の規定による改正前の警備業法第七条第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請であって、この法律の施行の際、更新をするかどうかの処分がなされていないものは、新警備業法第七条第一項の規定による認定の有効期間の更新の申請とみなす。

３　この法律の施行前にした行為を理由とする警備業法第四十九条第一項の規定による営業の停止の命令については、なお従前の例による。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為を理由とする自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十三条第一項又は第二十五条第二項第二号の規定による自動車運転代行業の停止の命令については、なお従前の例による。

（探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為を理由とする探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業の停止の命令については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の項第二号イ、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第三号及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項後段」に改める。

別表第二土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第二号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改め、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項第一号中「第七十七条第七項後段」を「第七十七条第八項後段」に改め、同項第三号中「第七十七条第五項後段」を「第七十七条第六項」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第九条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第百条の五第三号中「第五十二条の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

（医師法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項」の下に「及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「同法第十五条第四項」に改め、「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、」を削る。

一　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第五項

二　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第五項

三　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条第四項

四　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条第六項

（水産業協同組合法の一部改正）

第十一条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条の八第三号中「第五十二条の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第十二条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条第五項中「及び同法」を「並びに同法」に改め、「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。